

◆申込方法

必要書類をすべて揃えたうえで、児童クラブかオンライン申請（令和6年11月5日（火）～令和6年11月15日（金））又は市役所こども政策課へ提出してください。不足書類がある場合は受付できません。

必要書類

※兄弟姉妹で申込する場合は、（２）～（４）の書類は、１部で結構です。

（１）加入申込書 ※児童１人につき１枚必要

（２）確約書兼同意書

（３）保護者が昼間、保育できないことが確認できる書類

※父・母のほか、同一住所に 65歳未満の祖父母、20歳以上の兄・姉がいる場合は、その方の分も必要です。（年齢は令和7年4月1日時点。4月2日以降に申込する場合は、現時点。）

（４）減免申請書 ※減免を申請する場合のみ

事由	保護者が昼間、保育できないことが確認できる必要な書類
就労	雇用（内定）証明書 ①次のＡ.イ.の書類が入っていますが、該当するものだけを作成してください。 ②ご両親分としてそれぞれ２枚ずつ入っていますが、65歳未満で該当される方がいるなど用紙が不足する場合は、お申し出ください。 ③入会児童が３名まで記入できるようになっています。複数の児童が入会される場合は、１番上の欄に入会児童氏名を全て記入してください。 ④育児休業から復帰する場合は、勤務先で証明された育児休業復帰証明書（任意様式・コピー可）の提出が必要です。復帰する時期が決まっていない場合は申し込みができません。 <u>ア. 社会保険加入確認書（兼雇用証明書）※黄色の用紙</u> ・ご自身で社会保険に加入している方で健康保険証または資格確認書（市町村発行の国民健康保険証、資格確認書は除く。）をお持ちの方（<u>扶養での加入は不可</u>）は、この書類を作成してください。 ※ご自身で社会保険に加入している方で健康保険証または資格確認書（市町村発行の国民健康保険証、資格確認書は除く。）をお持ちでない方は【イ. 雇用（内定）証明書 ※水色の用紙】を提出してください。 ・自己申告による作成です。勤務先での証明は不要です。社会保険加入者の健康保険証または資格確認書（写し）の貼付が必要です。 <u>イ. 雇用（内定）証明書 ※水色の用紙</u> ・勤務先での証明を受けてください。直近３ヶ月の勤務実績の証明などが必要です。（ご自身で社会保険に加入している方で健康保険証または資格確認書（市町村発行の国民健康保険証、資格確認書は除く。）をお持ちでない方、ご自身で社会保険に加入していない方かつ自営業等ではない方が 【裏へ】

就労	該当します。） ・就職予定または就職して間もないため直近3ヶ月の勤務実績の証明ができない場合は、直近1ヶ月のみの証明でも結構です。 ・申込期日までに提出する証明において、直近1ヶ月のみの証明もできない場合は、「1ヶ月の就労予定日数」欄に勤務先からの15日以上の証明が必要となります。また、直近のシフト表のコピーや給与明細のコピーなど15日以上勤めることがわかる書類（後日提出可能）も必要になります。 ・児童クラブ加入申込書の提出日から遡って、2か月以内の証明日の「雇用（内定）証明書」を提出してください。 ウ. 勤務（就労）状況証明書（申立）書 ※桃色の用紙 ・自営業・専従者・内職の方が該当です。自己申告の形です。（※ 農業の方は、別の証明書となりますので、お申し出ください。） ・事業所名・就労者氏名が記載された書類（コピー可）が必要です。 ※内職の方は、内職を依頼されていることが分かる書類（雇用契約書のコピー、給与明細書のコピー等）を添付してください。 ・保護者が自営業（経営者）の場合であっても、事業者（経営者）の証明が必要です。
出産	親子健康手帳（母子手帳）の出産予定日と氏名が記入されたページの写し等
介護・看護付添	介護等対象者の診断書等（こども政策課が指定する様式で児童クラブ加入申込書の提出日から遡って、2か月以内の診断書を提出してください。）
傷病	診断書（こども政策課が指定する様式で児童クラブ加入申込書の提出日から遡って、2か月以内の診断書を提出してください。）
災害復旧	申立書等（こども政策課が指定する様式で提出してください）
通学	学生証（専門学校は、1ヶ月間の授業の時間割等も必要）

※診断書、申立書については、市役所こども政策課でお渡しします。

※児童が心臓病等でペースメーカーをつけている等特別な配慮が必要な場合は、児童クラブを利用できる証明として医師からの診断書を願います。

◆加入の承認等

申込書や提出された証明書等により審査を行います。必要に応じて、確認の連絡や書類の提出をお願いする場合があります。

審査の後、加入承認通知書を送付しますので、その後、利用する児童クラブの説明会に出席してください。また、加入承認通知書に同封している口座振替依頼書を利用して金融機関で口座振替の手続きをしてください。

※令和6年度に利用しており、口座の変更を希望しない方は手続き不要です。

なお、各施設の定員超過となった場合は、申し込み状況などにより利用できない場合があります。

児童クラブの運営スタッフは小学校の教職員ではありません。児童クラブに関してのお問い合わせは、学校ではなく、児童クラブ又は、市役所こども政策課へ願います。